

カンボジアの新型コロナ感染状況

●新型コロナ感染状況推移

11月23日現在の感染状況

(カンボジア保健省発表)

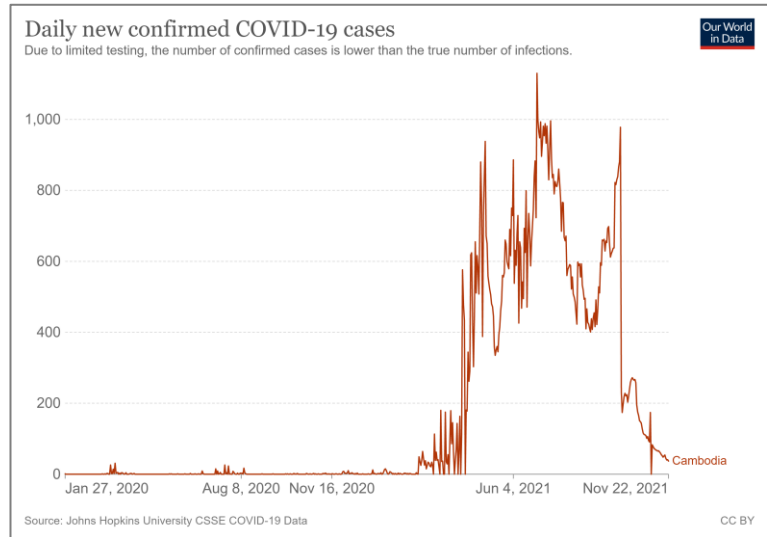
※カッコ内は前日比

<感染者累計>	119,943人 (+39人)
<死者数>	2,909人 (+4人)
<治療中の人>	707人 (+1人)
<市中感染>	100,156人 (+33人)
<輸入症例>	19,787人 (+6人)
<治癒した人>	116,320人 (+34人)

★最近の傾向

過去24時間の新規感染者数の激減（最大時1,000人以上→50人以下に）。10月に、新型コロナの検査方法を変更。症状のある人だけを対象としたため、感染者が激減したという側面もある。

★新型コロナの新規感染者の推移



出典：<https://ourworldindata.org/>

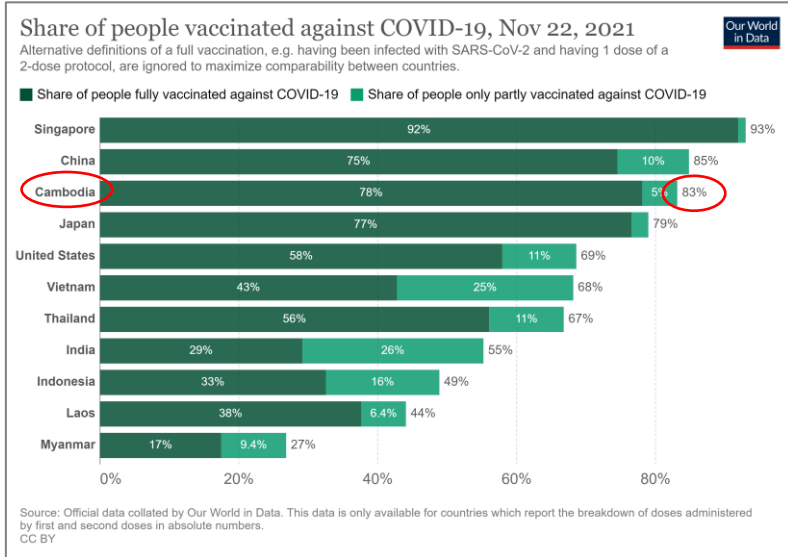
●新型コロナワクチン接種状況

カンボジアのワクチン接種率は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の中でも、シンガポールに次いで高い（右グラフ）。9月には6歳から11歳の子どもへのワクチン接種も始まった。

カンボジアで使われているワクチンは、ほとんどが中国製のシノバックとシノファーム。中国からの合計提供数は約3300万回分とされ、その内訳は寄付が約430万回分、購入数が約2850万回分。中国は、世界112カ国にワクチンを提供しているが、「寄付数」が最も多いのはカンボジア。購入も含めた「総提供数」でもカンボジアは世界第7位となっている。（総提供数1位はインドネシア）

このほか、日本からのアストラゼネカ100万回分、米国からのジョンソン＆ジョンソン100万回分の寄付もあった。

★新型コロナのワクチン接種状況（2021年11月22日現在）



出典：<https://ourworldindata.org/covid-vaccinations>

●カンボジア国内の新型コロナをめぐる動き（2021年2月以降）

2021年

- 2月20日 中国人旅行客が強制隔離を破り外出。後に感染が判明。以降、国内の感染拡大止まらず。
- 3月11日 国内で初めてのコロナ感染による死者。コロナ感染予防法を施行。
- 3月16日 全国の学校を閉鎖。
- 4月 1日 プノンペンに夜間外出禁止令
- 4月 6日 州境を越える移動を禁止
- 4月14日 プノンペンとカンダル州で都市封鎖。
- 5月上旬 全国すべての州で感染者確認
- 5月11日 国内で初めてのデルタ株による感染が判明。
- 6月下旬 1日の新規感染者が1000人を超える。
- 9月下旬 10月のプチュンバンの祭事を中止
- 10月1日 新規感染者が激減し始める
- 11月15日 ワクチン接種2回が済んでいる人について、入国時の隔離措置をすべて撤廃。

ワクチン接種者に対するカンボジア入国時の隔離措置撤廃について

在カンボジア日本国大使館から、在留邦人向けのお知らせです。

ウェブサイト: <https://www.kh.emb-japan.go.jp> をご参照ください。

カンボジア政府は11月15日より、2回の新型コロナワクチン接種が済んでいる人について、入国時に義務となっていた隔離措置をすべて撤廃しました。隔離が免除されるのはワクチン接種を2回終えた証明を持つ人で、ワクチンの種類は問いません。また、カンボジア到着時には抗原検査を受けることが義務付けられていますが、結果は20分ほどで出るため、陰性であればその後は自由に行動ができるようになります。

一方、**アライバルビザ（到着時に空港で入手できるビザ）**は引き続き停止されており、渡航目的にかかわらず、居住国に所在するカンボジア大使館・総領事館等で出発前の査証取得が必要となります。

<ワクチン接種済みの場合の隔離措置>

以下の条件を満たしていれば入国後の隔離は不要です。

【上記措置適用のための条件】

●ワクチン接種済みであることを証明できる書類の提示

カンボジアまたは外国の政府機関が発行したもので、英語またはクメール語で記されている必要があります。

●陰性証明書の提示

以下条件を満たす新型コロナウイルスの陰性証明書が必要です。

・カンボジア到着72時間以内（※シンガポール経由便の場合は出発48時間以内）に居住国の保健機関・当局などから発行されたもの。

（※9月10日以降にシンガポールに到着する便を利用して第三国に乗り換えする場合、最初の出発日において航空機に搭乗する48時間以内に検査を受けて陰性証明書を取得する必要があります。）

（参考）【領事メール】シンガポール経由による第三国への渡航時に必要な陰性証明書の有効期間について

-検査の種類はPCR検査で検体は鼻咽頭スワブ（Nasopharyngeal Swab）

-英語またはフランス語で作成されていなければならない

-検査機関の印の押印及び責任者の署名が必要

-紙媒体の原本を用意しなければならない

【新しい入国制限措置】

上記書類を提示した後に**抗原検査**を行い、陰性であることが確認されれば（結果が判明するまで15~20分程度要するとのこと）隔離することなく無制限で国内の移動ができます。

<ワクチン未接種の場合の隔離措置>

ワクチン未接種の場合は、現行の措置に則り引き続き隔離などの制限措置の対象となります。

【入国制限措置】

・隔離期間：14日間

・隔離場所：カンボジア政府が指定する隔離施設または保健省が承認した隔離可能なホテル

【カンボジア入国時の措置】

●陰性証明書の提示

以下条件を満たす新型コロナウイルスの陰性証明書が必要です。

-カンボジア到着72時間以内（※シンガポール経由便の場合は出発48時間以内）に居住国の保健機関・当局などから発行されたもの

●隔離ホテルの予約確認書の提示またはデポジットの支払い

カンボジア入国後に保健省が承認したホテル（https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000562.html）で隔離する場合は事前に予約して予約確認書（紙媒体）を提示する必要があります。予約確認書が用意できない方は2,000米ドルのデポジットを支払う必要があります。

●COVID-19健康保険証書の提示

入国時に、FORTE Insurance Companyのウェブサイト（<https://www.forteinsurance.com/covid-19-insurance/>）にて購入したCOVID保険の証書の提示が求められます。証書は紙媒体でご用意ください。

●新型コロナウイルス感染検査の受検

カンボジアに到着後、新型コロナウイルス感染症の検査が行われます。検査の結果が陰性であった場合、隔離は14日間で終了します。陽性の場合、治療施設に移されます。